

自治会連合会定例会(10月)



浦安市自治会連合会
URAYASU FEDERATION OF LOCAL COMMUNITY ASSOCIATIONS

浦安市民憲章

豊かな伝統と美しい人情に恵まれた浦安市民は互いに手を取りあい、やすらぎのある緑と健康の海浜都市をめざす全市民の願いをこめてこの市民憲章を定めます。

1. 近隣を大切にし、思いやりのあるあたたかいまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、緑あふれる明るいまちにしましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化を育てうるおいのあるまちにしましょう。
1. 勤労を尊び、健康で若さあふれるまちにしましょう。
1. 善意を尊び、笑顔といたわりで心のふれあうまちにしましょう。

(昭和56年4月1日制定)

浦安市民の歌 (海と緑のまち)

山本詳子 作詩 作曲
岩谷時子 補作 親泊正昇 編曲

一、希望の虹を 明るく架けて

清く流れる 境川よ

海辺のまちの 歴史を長く

伝えておくれ とこしえまで

今おおきく 羽ばたくまち

新しいふるさと みんなの浦安

二、明日の夢を 語る二人に

緑あふれる 並木路よ

小鳥が歌う 枝に花咲く

青春の幸せ まちの栄え

今かわそう 愛の言葉

自然のふるさと みんなの浦安

三、世界へつづく 青い海原

海の香りは さわやかだよ

あなたも君も まちで暮らして

いつも心は 一つなのさ

今ここには 未来がある

伸びゆくふるさと みんなの浦安

自治会連合会定例会

議題1 「火の用心」路上禁煙運動について

議題2 令和5年度事業計画（案）策定に伴う事業計画策定委員の
選出について

議題3 第2回意見交換会について

議題4 11月以降の定例会開催予定について

各課からの協力依頼等連絡事項

1 つなぐプロジェクト事業の周知

(市民参加推進課)

議題 1 「火の用心」路上禁煙運動について

【概要】

明治時代、浦安の家屋はほとんどが茅葺きで、ひとたび火災が起きると町が全半焼するほどの大被害を受けました。そこで、人々の自主的な申し合わせから始まった運動が「夜間路上禁煙運動」です。

「路上禁煙」は防火を目的としたものであり、昼夜を問わず心がけるべきという理由から、令和3年度からは「夜間路上禁煙運動」を「路上禁煙運動」という名称に変更して活動を行っています。

令和元年度までは、市内3駅で駅前キャンペーンを実施し、啓発物資の配布を行い、令和2年度以降はチラシの配布と共に路上禁煙運動を呼びかけてきました。

【目的】

「火の用心」路上禁煙運動は、時代とともにたばこだけでなく、広く「火の用心」として、火災予防や市民の防火意識の高揚を目的としています。

【令和4年度の活動内容】

令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、駅前キャンペーンの実施を中止しておりました。令和4年度については、「火の用心」路上禁煙運動の目的を広く周知するため、令和元年度と同様に浦安駅・新浦安駅・舞浜駅前にてキャンペーンを実施し啓発物資の配布及び横断幕の設置をすることとなりました。

【活動詳細】

○駅前キャンペーン

日 時：令和4年11月14日（月）18時～

※少雨決行

（中止の場合は浦安市自治会連合会のホームページでご案内します）

場 所：浦安駅・新浦安駅・舞浜駅（3か所に分散して実施）

詳細は分担表をご確認ください

協力団体：浦安市消防団、浦安市防火安全協会、浦安市消防本部

来賓挨拶：浦安市長

（予定） 浦安警察署長

※新浦安駅前広場ステージでご挨拶を頂きます。

参加人員：自治会長又は代理の方1名以上

集合場所：次ページの分担表に基づき、各駅指定場所へ集合

・浦安駅 — 駅前交番付近

・新浦安駅 — 新浦安駅前広場ステージ

・舞浜駅 — 北側改札口（行政サービスセンター側）

※出席者名のご報告は不要です。直接各会場へお集まりください

内 容：感染症対策のためゴム手袋の着用等の対策を施し啓発物資を路上
禁煙の呼びかけとともに配布

○横断幕設置

期 間：令和4年11月15日（火）～令和5年4月17日（月）

設置場所：市内3駅周辺

令和4年度 「火の用心」 路上禁煙運動駅前キャンペーン分担表

《東西線浦安駅前》 富士見三丁目自治会（副会長） 堀江三丁目自治会（幹事）

第8区自治会	猫実三丁目自治会
第九区自治会	猫実四丁目自治会
第十区自治会	猫実東自治会
堀江一丁目自治会	コープ野村浦安自治会
堀江二丁目自治会	北栄三丁目自治会
堀江四丁目自治会	北栄四丁目自治会
堀江五丁目自治会	海楽南自治会
堀江中央自治会	海楽パークシティ自治会
ライオンズマンション浦安自治会	

計 19 自治会

《京葉線新浦安駅》 入船自治会（連合会長） 入船中央エステート自治会（副会長）

プラウド新浦安マリナテラス自治会（幹事）

入船北エステート自治会	海風の街自治会
さつき苑自治会	ベイシティ新浦安自治会
入船リバーサイド自治会	住友商事新浦安寮自治会
入船西エステート自治会	コスモ新浦安東京ベイ自治会
入船東エステート自治会	セレナヴィータ新浦安自治会
エアビデンス新浦安オーナーズクラブ自治会	川崎重工業新浦安社宅自治会
レジアスフオート新浦安自治会	アールフォーラム新浦安自治会
海園の街自治会	碧浜自治会
望海の街自治会	シーガーデン新浦安自治会
美浜三丁目自治会	パークシティ東京ベイ新浦安 Sea 自治会
美浜東エステート自治会	パークシティ東京ベイ新浦安 Coco 自治会
美浜西エステート自治会	グランファースト新浦安自治会
美浜15自治会	パークシティ新浦安自治会
美浜16自治会	夢海の街団地自治会
エル・シティ新浦安自治会	ラ・フィネス新浦安自治会
パークシティグランデ新浦安自治会	パークシティ東京ベイ新浦安 SOL 自治会
潮音の街自治会	ベイシティ浦安自治会
ラディアンコースト新浦安自治会	プラウド新浦安自治会
モアナヴィラ新浦安自治会	ジ・アイルズ自治会
プラウド新浦安パームコート自治会	タイムレスタウン新浦安自治会

計 43 自治会

《京葉線舞浜駅》 高洲自治会（副会長） 海楽中央自治会（幹事）

富士見自治会	パークシティ弁天自治会
富士見二丁目自治会	見明川自治会
堀江橋自治会	弁天自治会
東野自治会	舞浜ローズタウン自治会
コモンシティ浦安自治会	パークシティ舞浜自治会
富岡自治会	舞浜三丁目自治会
京成サンコーポ浦安自治会	今川自治会
富岡エステート自治会	今川団地自治会
日本生命浦安社宅自治会	浦安高洲県営住宅自治会
サンコーポ浦安自治会	

計 21 自治会

○「火の用心」路上禁煙運動のはじまり

空気が乾燥し火災が発生し易い 11 月 15 日から翌年 4 月 15 日（火災予防期間）までの 5 ヶ月間、日没から夜明けまで、路上での喫煙を禁止するという「夜間路上禁煙運動」は、全国でも例をみない浦安独自のユニークな運動ですが、これは明治 13 年、同 15 年の猫実・堀江村を全半焼した大火を教訓に、明治 22 年、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、「わら」を燃料として使用することを禁止し、同時に住民同士で、夜間に路上での喫煙を禁止しようと申し合わせたのが、この運動の始まりです。

これまでに浦安では、「浦安町消防協力会」「連合班部落自治協力会」「浦安町自治協力会」という自治組織の変遷を経て、昭和 38 年 5 月、各区自治会の連絡・指導機関として「浦安町自治会連合会」を発足しました。これにより、夜間路上禁煙運動は名称をそのままに、自治会連合会が主体となり、各地区自治会との連携を図りながら、単なる禁煙運動にとどまらない、浦安全域における住民の自主的な火災予防運動として広く展開され、今日まで続けられています。

主な内容として、昭和 25 年頃には、毎年 11 月 15 日から翌年 4 月 15 日までを「火災予防期間」とし、この期間の運動の一環として住民・消防・行政が一体となって活動を広く展開するようになり、昭和 44 年の東西線浦安駅の開通をきっかけに、昭和 50 年より駅前キャンペーンを実施し、啓発物資を配布しながら、多くの住民に夜間路上での禁煙や防火の徹底を呼びかけるようになりました。

この運動の中心となる活動が、地域を巡回する「夜警」と呼ばれるもので、終戦直後から行われるようになり、「じゃらん棒」と呼ばれる鉄輪を付けた鉄棒や提灯を持ち、地域を巡回する姿が浦安独特の冬の風物詩として定着していましたが、住宅開発などによる地域環境の変化により、その姿は少なくなったものの、現在でも、古くからの伝統を残そうと活動している地域もあります。

近年の「火の用心 夜間路上禁煙運動」の活動としては、市内 2 箇所横断幕の設置を行うと共に、自治会連合会が主体となり、自治会や消防団、防火安全協会、浦安市、浦安市消防本部などにより、毎年 11 月の運動開始前に市内 3 駅において駅前キャンペーンを行っているほか、各地区の自治会においては、立看板やポスター掲出による啓発活動や、夜警が行われています。

また、夜間、風速 8 m 以上が計測されると、消防本部は「特別警戒」にはいり、連絡を受けた自治会では、地域内の巡回や広報活動などを行います。

そして、令和 3 年度からは「夜間路上禁煙活動」を「路上禁煙運動」という名称に変更して活動を行います。その理由は、「路上禁煙」は防火を目的としたものであり、昼夜を問わず心がけるべきものだからです。自治会の基本は「みんなのために」であり、その街を守る『火の用心』防火活動として呼び掛けています。

議題2 令和5年度事業計画（案）策定に伴う

事業計画策定委員の選出について

浦安市自治会連合会委員会活動基準第2条第2項の規定により、元町・中町・新町の各地域から事業計画策定委員を選出していただきます。

事業計画策定委員会は、連合会長、連合会副会長、連合会幹事及び選出された策定委員により構成され、3回(予定)開催いたします。

会議予定は下記のとおりです。

- ・【第1回会議】 令和4年12月22日（木）（予定）
- ・【第2回会議】 令和5年1月19日（木）（予定）
- ・【第3回会議】 令和5年2月16日（木）（予定）

《参考》

浦安市自治会連合会委員会活動基準

第2条 委員会組織及び事業は次のとおりとする。

2 事業計画策定委員会

- (1) 連合会長、連合会副会長、連合会幹事及び元町、中町、新町より各1名ずつ選出された各地区自治会長で構成する
- (2) 委員長は、会長が務めるものとする
- (3) 年度事業計画策定に関する事項
- (4) 年度予算策定に関する事項

元町 _____自治会 _____会長

中町 _____自治会 _____会長

新町 _____自治会 _____会長

議題3 第2回意見交換会について

令和4年7月18日(月・祝)に、他自治会会長との親睦・連携を深めるとともに、自治会同士の情報交換の場を設けることを目的に、初の意見交換会を開催したところです。

より親睦を深め、自治会相互の連携の強化へつながるよう、2回目の意見交換会を開催いたします。前回とはグループを変え、隣の地区(字)の自治会とのグループ分けを積極的に行います。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、食事やアルコールの提供はございません。6月から延期した会長懇談会については、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、中止とします。

- 1 日 時 令和4年11月23日(水・祝) 勤労感謝の日
受 付 18:20~18:30
市 長 講 演 18:35~18:55
自治会活動紹介① 18:55~19:05
自治会活動紹介② 19:05~19:15
~ 10分休憩 ~ 19:15~19:25
自由発表・意見交換会 19:25~20:30
- 2 場 所 浦安市民プラザ Wave101 多目的大ホール
(浦安市入船一丁目4番1号 イオンスタイル新浦安4階)
- 3 会 費 無料
- 4 対 象 者 主な対象:各自治会長
そのほか:各自治会長が認めた自治会員
※会場の都合により人数を制限する場合がございます。
あらかじめご了承ください。
- 5 申込み方法 別紙「意見交換会申込書」を事務局までご提出ください。
メール、窓口、郵送、FAXにて承っております。
- 6 出欠連絡 回答期限:令和4年10月31日(月)
欠席される場合も必ずご提出くださいますようお願いいたします。

7 内 容

◆浦安市長による講演

浦安市自治会連合会が、浦安市における諸課題について行政とともに解決、前進を図り地域社会の発展に寄与する立場であることから、市の方策や考え方を共有することを目的とした講演を市へ依頼し、市長講演を実施することとなりました。

◆自治会活動紹介①

市内の自治会で実際に行われた取組みをご紹介します。SNSやデジタル技術の活用で、回覧や集金業務を減らすことにより班長の負担を軽減するとともに、若い世代へのアプローチも目指す取組みをご紹介します。

◆自治会活動紹介②

市内の自治会で実際に行われた取組みをご紹介します。コロナ禍の中、住民の生活実態のアンケートを行い、その結果から、スーパーなどへ買い物に行くことが困難な方向けにマルシェを開催することで、買い物支援と地域交流を両立し、引きこもりを防止する目的で開催したサロンが、子供会を含めた意見交換の場となった事例をご紹介します。

◆自由発表

全参加者へ伝えたいことや共有したい事項がある場合は、発表していただきます

◆意見交換会

4～5名のグループで自由にご歓談いただく場とします。意見交換会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、お食事のご用意はございません。

議題4 11月以降の定例会開催予定について

11月以降の定例会について、未定であった月の開催場所が決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、軽微な連絡事項はメール連絡のみとすることにご了承いただいている自治会長様には、11月以降の定例会開催通知は、第2水曜日以外の開催日となっている月も含め、メールのみの通知とさせていただきます。

《11月以降の定例会開催日》

日程	会場	開始時間
11月9日(水)	市民プラザ小ホール	19:00
12月14日(水)	文化会館小ホール	19:00
2月8日(水)	文化会館小ホール	19:00
3月7日(火)	文化会館小ホール	19:00

各課からの協力依頼等連絡事項

1 つなぐプロジェクト事業の周知

(市民参加推進課)

令和4年10月 自治会連合会定例会協力依頼等連絡書

担当課名	市民参加推進課		
協力依頼等の件名	つなぐプロジェクト事業の周知		
配布物名	「つなぐプロジェクト」プログラム		
配布方法	会場出席者：各自治会に1部配布 Zoom参加者及び欠席者：後日、会長宅へ1部郵送		
<p>○内 容</p> <p>市民活動団体と地域活動団体である自治会等が連携してプログラムを実施することで、団体が単独で行うよりも、より効果的に地域課題が改善されることを目的としており、連携することで団体相互の信頼関係が構築され、地域の活性化にもつながるものと考えます。</p> <p>今年度、プログラムメニューを冊子にまとめましたので、当該事業の趣旨と提案された活動プログラムを紹介し、申し込みをお願いするものです。</p>			
担当者	大塚・八尾	連絡先	(電話)047-712-6059
			(Eメール) shiminsanka@city.urayasu.lg.jp